

軽油引取税特別徴収義務者登録証返納書

年 月 日

県税事務所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

(及び法人にあっては代表者名)

先に交付を受けた軽油引取税に係る特別徴収義務者の証を県税条例第58条の11第3項の規定により返還します。

記

登録証票番号	
返 還 理 由	